

令和 4 年度 第 3 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 6 月 24 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 <u>12 名</u>	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—		
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出		
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出		
	欠席委員 <u>1 名</u>	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出	
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出	
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出	
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	14	浜田 暁		1	和喜田 重則			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		吉見 克己		推進委員		岡原 智恵子	
	推進委員		山平 重治郎		推進委員		小川 博之	
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第 5 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和 4 年の最適化活動の目標の設定等(案)の承認について							

令和4年度第3回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和4年度愛南町農業委員会第3回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は13名中12名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に14番、浜田 暁委員と1番、和喜田 重則委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号3番、広見の7筆、地目・面積は田・4,608㎡で3条有償移転でございます。経営面積は320.1aでございます。</p> <p>受付番号4番、御荘菊川の15筆、地目・面積は田・6,559㎡、畑・20,837㎡、計27,396㎡で3条無償移転でございます。経営面積は300.6aでございます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。3番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人が高齢になられたことと、体調を崩されて後継者がいないということでこの申請になりました。現場ですが、平成になって広見の耕地整理をしたので</p>

	<p>すが、それ以前に譲受人が持っておられて、換地したところに大体が該当するということで、譲受人が求められているということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 4番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、地図を見てもらったらわかるのですが、菊川と柏の間のあたりです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>ここは、みかんが植えてあるの？</p>
委員	<p>畑は、ほとんど柑橘です。草も生えていますが、果樹園の形です。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ</p>

	<p>いて、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 7 番、城辺甲、地目・面積は畑・398.53 m²でございます。転用目的は住宅でございます。隣接する土地との一体利用となります。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま</p> <p>受付番号 8 番、御荘平山、地目・面積は畑・499 m²でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。7 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、地図を見てもらったらわかるのですが、お寺の下になります。以前から住宅が建っていたが、両親が亡くなり、息子と娘は他所にいますので、処分するために家を壊したということです。登記上は宅地ということになっておりますが、畑として農地台帳に載っているということで、農業委員会にかけると聞いています。譲受人は借家住まいで、自己住宅がなく、子供の成長とともに手狭になってきたので、申請地と申請地の横の雑種地も一緒に購入して、住宅を建築したいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。8 番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は、平山の奥で、国道から5・600mほど入った場所です。集会所の隣から上がったところになります。譲受人は現在、旦那さんと一緒に東京に住んでいます。旦那さんが愛南町の出身なので、将来は愛南町に移住したいということで土地を探していました。旦那さんと譲渡人が同級生ということで、この土地に決めたということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>道も新たに作る？</p>
委員	<p>道路に面していないので、進入路をつけると。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号3番、御荘平城の2筆、地目・面積は畑・2,346㎡でございます。場所は、国道の銀行近くの交差点から、峠方面に700mほど進んだあたりのガソリンスタンドの少し手前の左側になります。</p> <p>受付番号4番、中泊の3筆、地目・面積は畑・1,776㎡でございます。場所は、内泊方面から進み、中泊の集落においていく分岐を直進し、100mほど進んだあたりの左側に2筆、さらにそこから550mほど進んだあたりの右側です。なお、申請地のうち2筆は筆界未定の農地です。全4筆、合計2,529㎡が筆界未定地となっておりますが、全体が荒廃農地となっていることから、筆別ごとに非農地とすることは可能であります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和3年9月21日、これは農地パトロール全体の</p>

	<p>最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>筆界未定とは？</p>
事務局	<p>航空写真のほうの申請地で 4 筆の地番が書いてありますが、赤枠の中にこの 4 筆が入っています。しかしながら、国調で境界が定められていない、ということで、地目と面積はあるのですが、赤枠の中で4筆の境界が分からないということで、筆界未定地となっております。今回の申請地は申請者の名義で、ほかの 2 筆はほかの方の名義になっています。今回非農地の判断していただければ、農地から外れることができます。</p>
議長(会長)	<p>申請地の場所が、どこかはわからないわけですか？</p>
委員	<p>説明させてもらいます。国土調査をする時に、境界が決まらなかった土地というのが、そこそこあります。そういう土地が筆界未定として残っています。この枠の中に 4 筆がどこかにあるという状況で、実際にその位置は確定されていないけど、この中のどこかにあるということは確定されているということです。現在、地目が畑ですが、状況からみてすべてが山林になっているので、仮のこの中のどこにあったとしても、この土地は山林ですと言えるので、地目変更は可能です。ということです。</p>
委員	<p>目的は？</p>
事務局	<p>申請者は大阪の方なので、地元におられる親戚の方に譲りたいと聞いています。</p>

議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 71 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は畑・11,697 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 72 番は再設定で、御荘平山の 9 筆、地目・面積は畑・14,128 m²、賃貸借で生産物は甘夏・河内晩柑、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 73 番は再設定で、御荘平城の 2 筆、地目・面積は畑・837 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 74 番は再設定で、御荘和口の 3 筆、地目・面積は畑・5,115 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 75 番は再設定で、緑甲、地目・面積は畑・710 m²、使用貸借で生産物は果樹・野菜、期間 1 年でございます。</p> <p>受付番号 76 番は再設定で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・2,634 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 77 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,498 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 78 番は再設定で、城辺甲の 3 筆、地目・面積は田・3,706 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 79 番は再設定で、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・2,641 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 80 番は再設定で、城辺甲の 3 筆、地目・面積は田・4,531 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 81 番は再設定で、中川、地目・面積は畑・1,801 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 82 番は再設定で、中川の 6 筆、地目・面積は田・5,876 m²、賃貸</p>

	<p>借で生産物は水稻、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号83番は再設定で、緑乙の2筆、地目・面積は田・2,179㎡、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号84番は新規で、上大道の2筆、地目・面積は田・778㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号85番は新規で、上大道、地目・面積は田・421㎡、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号86番は新規で、城辺甲の2筆、地目・面積は田・1,681㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号87番は新規で、御荘平山の2筆、地目・面積は畑・1,202㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は15年でございます。</p> <p>受付番号88番は新規で、御荘平山の2筆、地目・面積は畑・6,919㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号89番は再設定で、上大道、地目・面積は田・746㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は2年でございます。</p> <p>受付番号90番は再設定で、上大道の3筆、地目・面積は田・1,820㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は2年でございます。</p> <p>受付番号91番は新規で、城辺甲の4筆、地目・面積は田・2,434㎡、賃貸借で生産物は多肉植物・野菜、期間は10年でございます。</p> <p>以上21件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、78・79・80番は西本委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(西本委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>78・79・80番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(西本委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>87 番は私が議案関係者ですので退室を致します。この間の進行は、職務代理者の山口委員にお願いしたいと思います。</p> <p>(会長 退室)</p>
職務代理者	<p>職務代理者の山口です。河野会長が不在の間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。それでは、87 番につきまして、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
職務代理者	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
職務代理者	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。ここで進行を交代します。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(会長 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>88 番は、和口の奥でみかんを作っとる人？</p>
事務局	<p>そうです。和口の一番奥で作っています。出荷もしています。</p>
委員	<p>91 番の説明をもう一度。場所はどの辺？</p>
事務局	<p>〇〇があった横あたりです。バイパスから見える場所です。地権者の方が、形状変更を出されて、埋めています。ハウスを作ります。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして令和 4 年度最適化活動の目標設定等(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして令和 4 年度最適化活動の目標設定等(案)の承認について、ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手許の資料 1「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。</p> <p>まず令和 3 年 3 月 31 日現在の農業委員会の状況ですが、1 の農業の概要では、愛南町の各種農地の面積、農家戸数や、就農者、認定農業者数等を記載しております。2 の農業委員会の現在の体制では、新制度の体制としまして、項目ごとの農業委員数を記載しております。</p> <p>次のページは、担い手への農地の利用集積・集約化に関する項目です。そのうち、2 の令和 3 年度の目標及び実績につきまして、集積目標の 320ha に対しまして、実績が 340ha ということで、目標は達しております。年々、農家さんの高齢化が進んでおりますので、優良農地を中心に地域の担い手への集積が進むよう、委員さん方々のご協力をお願いいたします。</p> <p>次のページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に関する項目です。そのうち、2 の令和 3 年度の目標及び実績につきましては、参入目標の 2 経営体に対しまして、実績が 2 経営体ということで、こちらも目標に達しております。新規就農にあたりまして、おそらく収入面が一番のネックであろうかと考えられますので、今後とも、農林課の各種補助金・給付金事業の担当者や関係機関と連携して周知活動を図っていきたいと考えております。</p> <p>次のページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。2 の令和 3 年度の目標及び実績については解消目標の 1.56ha に対しまして、解消実績が 1.56ha ということで、目標に達しております。この項目は、昨年夏に、推進委員さん方にご協力をいただきました農地パトロールでの調査結果に基づくものでございます。</p> <p>次のページは、違反転用への適正な対応についてです。このうち、2 の令和 3 年度の実績につきまして、違反転用面積は 0ha と、年度当初の面積から</p>

	<p>0.26ha 減少しております。違反転用につきましては、農地法の規定を知らずに転用してしまったケースが多く、今後も継続して町のホームページや広報紙で周知活動を行いたいと考えております。</p> <p>次のページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1 の農地法第 3 条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました 42 件の 3 条申請に関する項目です。2 の農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました 34 件の 4 条 5 条申請に関する項目です。</p> <p>次のページ、3 の農地所有適格法人からの報告への対応は、農地法の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出状況に関する項目です。4 の情報の提供等は、農業委員会による農地関連情報の提供に関する項目です。</p> <p>次のページ 7、8 は割愛させていただきます。</p> <p>次に資料 2「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)」です。</p> <p>まず、農業委員会の状況につきましては、先ほど、3 年度の際にご説明しましたので、割愛させていただきます。</p> <p>次のページ、最適化活動の目標ですが、成果目標として 3 つあります。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進です。まず、農地の集積ですが、今年度の集積目標を、新規集積 60ha を含めまして 400ha に設定しております。次に、遊休農地の解消ですが、令和 3 年度に新たに発生した 1.2ha を解消目標面積に設定しております。次に、新規参入の促進ですが、過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割ということで、7.1 となっております。</p> <p>次に活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標ですが、月に 7 日としております。農地の見回りが 5 日、農業者からの相談が 1 日、定例会 1 日、と考えています。</p> <p>活動強化月間の目標は農地パトロール関係で 1 回、新規参入相談会への参加として 1 回としています。</p> <p>今年度より内容が大きく変わりますが、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p> <p>議長(会長) それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p> <p>委員 農家数、認定農業者数、面積などは、去年と比べての増減というのは？比較があれば。</p>
--	---

事務局	これは、農業センサスの数字になります。
事務局	実際にはそれほど変わらないと思います。認定農業者につきましては、高齢化で辞められる方もありますが、逆に新規就農で若い方が入ってきています。だいたい 160 前後で推移していると思います。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。 以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

浜田 暁

議事録署名人

和喜田 重則